

## 和泉市EMぼかし生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの堆肥化又は減量化を促進し、市民のごみ減量に対する意識の向上を図るため、生ごみを堆肥化する生ごみ堆肥化容器（以下「容器」という。）を購入し設置した者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯（事業所を除く）であること。
- (2) 容器購入後、適切な維持管理ができること。
- (3) 堆肥化された生ごみを自家処理できること。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、容器の購入に要した経費（消費税を含む）の4分の3とし、容器1基につき2,000円を限度とする。ただし、100円未満の端数があるときには、これを切り捨てる。

2 補助対象基数は、1世帯当たり2基までとする。ただし、適正に管理し使用に耐えなくなった場合はその限りではない。

(補助対象容器)

第4条 補助の対象となる容器は、EMぼかしを利用して生ごみを堆肥化するための容器で、かつ、密閉できるふたを備えるものとする。

(交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、容器を購入後1年以内に所定の和泉市EMぼかし生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付申請及び交付請求書（様式第4号）及び本体購入価格（消費税等を含む）の明記された領収書（写し可）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び交付)

第6条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し適切と認めるときは、補助金の交付の可否を決定し、補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては和泉市EMぼかし生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付しないと決定した者に対しては和泉市EMぼかし生ごみ堆肥化容器購入費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(調査又は指導)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、容器の維持管理の状況について調査し、又は指導することができる。

(返還)

第8条 市長は、偽りその他の不正の手段により、補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の和泉市EMぼかし生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱第3条の規定は、平成27年4月1日以後に購入した容器について適用し、同日前までに購入した容器についてはなお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。